

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">海外投資（株式等）保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成13年4月1日 01-制度-00005 沿 革 平成14年10月1日 一部改正 平成15年9月24日 一部改正 平成16年9月28日 一部改正 平成17年3月29日 一部改正 平成18年10月27日 一部改正 平成18年12月27日 一部改正 平成19年3月14日 一部改正 <u>平成21年9月29日 一部改正</u></p> <p>第1条 ~ 第8条（略）</p> <p>（保険金不払、保険金返還、保険契約の解除）</p> <p>第9条 日本貿易保険は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該保険金の全部若しくは一部を支払わず又は当該保険金の全部若しくは一部を返還させることができる。</p> <p>一 第2条第1項第1号から第5号までのいずれかの事由により受けた損失が、被保険者等又は被保険投資の相手方の過失（重大な過失を除く。）により生じたとき</p> <p>二 第2条第1項第6号の事由により受けた損失が、被保険者等又は被保険投資の相手方（被保険者等が株式等の所有その他の方法によりその経営を実質的に支配しているものに限る。）の過失（重大な過失を除く。）により生じたとき</p> <p>三 保険契約者又は被保険者が故意又は過失により事実を告げず、又は真実でないことを告げたとき</p> <p>四 保険契約者又は被保険者がこの約款の条項に違反したと</p>	<p style="text-align: center;">海外投資（株式等）保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成13年4月1日 01-制度-00005 沿 革 平成14年10月1日 一部改正 平成15年9月24日 一部改正 平成16年9月28日 一部改正 平成17年3月29日 一部改正 平成18年10月27日 一部改正 平成18年12月27日 一部改正 平成19年3月14日 一部改正</p> <p>第1条 ~ 第8条（略）</p> <p>（保険金不払、保険金返還、保険契約の解除）</p> <p>第9条 日本貿易保険は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該保険金の全部若しくは一部を支払わず又は当該保険金の全部若しくは一部を返還させることができる。</p> <p>一 第2条第1項第1号から第5号までのいずれかの事由により受けた損失が、被保険者等又は被保険投資の相手方の過失（重大な過失を除く。）により生じたとき</p> <p>二 第2条第1項第6号の事由により受けた損失が、被保険者等又は被保険投資の相手方（被保険者等が株式等の所有その他の方法によりその経営を実質的に支配しているものに限る。）の過失（重大な過失を除く。）により生じたとき</p> <p>三 保険契約者又は被保険者が故意又は過失により事実を告げず、又は真実でないことを告げたとき</p> <p>四 保険契約者又は被保険者がこの約款の条項に違反したと</p>	

<p>き</p> <p>2 日本貿易保険は、第20条第1項、第21条第2項、第3項及び第22条第4項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、保険契約を解除することができる。</p> <p>一 保険契約者又は被保険者がこの約款の条項に違反したとき</p> <p>二 貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン（平成13年4月1日 01 - 制度 00061。以下「環境ガイドライン」という。）に基づき、<u>保険契約者又は被保険者が日本貿易保険に提出したスクリーニングフォーム（環境ガイドラインで定めるスクリーニングフォームをいう。）の内容の全部又は一部が、被保険者等の故意又は過失により事実と反しているか、又は記載すべき事項を記載していないため、環境ガイドラインに定めるカテゴリA又はBに分類されるべき当該プロジェクトがカテゴリCに分類されたとき</u></p> <p>三 保険契約者又は被保険者が、株式等、配当金請求権又は取得金等の取得に関して不正競争防止法（平成5年法律第47号）の贈賄に関する規定に違反したとき</p> <p>第10条 ~ 第41条（略）</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成21年10月1日から実施する。</u></p>	<p>き</p> <p>2 日本貿易保険は、第20条第1項、第21条第2項、第3項及び第22条第4項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、保険契約を解除することができる。</p> <p>一 保険契約者又は被保険者がこの約款の条項に違反したとき</p> <p>二 貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン（平成13年4月1日 01 - 制度 00061。以下「環境ガイドライン」という。）に基づき、<u>海外投資に係るプロジェクトに関して被保険者が日本貿易保険に提出したスクリーニング・フォーム（環境ガイドラインで定めるスクリーニング・フォームをいう。）の内容の全部又は一部が、被保険者等の故意又は過失により事実と反しているか、又は記載すべき事項を記載していないため、環境ガイドラインに定めるカテゴリA又はBに分類されるべき当該プロジェクトがカテゴリCに分類されたとき</u></p> <p>三 保険契約者又は被保険者が、株式等、配当金請求権又は取得金等の取得に関して不正競争防止法（平成5年法律第47号）の贈賄に関する規定に違反したとき</p> <p>第10条 ~ 第41条（略）</p>	
---	--	--